

養父市普通財産の公募売払実施要領

1 売払いの目的

養父市が保有する、旧南谷診療所医師住宅（旧ちよこつと暮らし住宅宮本住宅）を本市に定住を希望する若者・子育て世代を対象に公募による売払いを行います。

2 売払物件の概要

住 所：兵庫県養父市大屋町宮本418番地7

土地面積：322.29㎡

登記地目：宅地

家屋の構造：専用住宅、軽量鉄骨構造屋根2階建（5DK）

延床面積：149.66㎡

車庫の構造：軽量鉄骨造鋼板葺平屋建（2台駐車可）

延床面積：34.88㎡

3 売払金額

¥6,101,000円（税抜）

（内 訳）

土 地：1,273,045円

住 宅：4,691,841円

車 庫：136,730円

合 計：6,101,616円≒6,101,000円（千円未満切捨）

4 公募参加者の主な条件

公募に参加することのできる者は、次のいずれかを満たしていること

- （1）夫婦の合計年齢が70歳以下の世帯
- （2）中学生以下の子どもがいる世帯
- （3）三世帯以上で同居する世帯

5 応募資格

次のいずれかに該当する者は、公募に参加できません。

- （1）日本国内に居住していない者
- （2）売払いに係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その

他これらに類する業の用に供しようとする者並びにこれらのものから委託を受けた者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者又はこれらのものから委託を受けた者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する養父市の公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (8) その他市長が不相当と認めた者

6 禁止事項等

売払物件について、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 売払物件に係る所有権移転登記の完了前に権利義務を第三者に譲渡すること。
- (2) 売払物件に係る所有権移転登記の終了後に10年を経過するまでの間、権利義務を第三者に譲渡若しくは売却すること。
- (3) 売買契約締結の日から10年を経過するまでの間、前項の応募資格のないものが利用すること。
- (4) 売買契約締結の日から10年を経過する日までの間、市長が適当でないと認める者が利用すること。

7 申込方法

次の書類等を養父市役所やぶぐらし課（養父市役所本庁舎2階）に直接お持ちいただくか郵送で提出ください。

電話による申込みは受け付けません。

- (1) 普通財産購入申請書（署名、押印（実印）願います。）・・・別紙1
- (2) 誓約書（署名、押印（実印）願います。）・・・・・・・・・・別紙2
- (3) 申請者の印鑑証明書及び世帯全員の住民票（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

8 申込受付期間

令和3年1月12日（火）から令和3年2月26日（金）まで
市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分

9 買受人の決定方法

公募期間終了後、抽選により決定します。

10 契約の締結

普通財産売払決定通知を受けた場合は、通知の日から30日以内に土地売買契約を締結する必要があります。

11 代金の納入方法

原則として、売買代金の10%に相当する額を契約保証金として土地売買契約を締結する前までに納入していただき、残額については、土地売買契約を締結した日から30日以内に納入していただきます。

12 その他

- (1) 物件は現状有姿での引き渡しとなります。必ず申し込み前に現地及び周囲の状況をご確認ください。
- (2) 物件によっては、敷地内に工作物、構造物、立木等が存在しますが、それらに対する補修、移設又は撤去等の協議及び費用負担について、養父市は対応しません。また、それらが地上又は地中にて物件の境界を越えている場合がありますが、その移設又は撤去等の協議及び費用負担についても養父市は対応しません。
- (3) 契約締結から売買物件の引き渡しまでに、売買物件が養父市の責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合、その損害は落札者の負担となります。
- (4) 契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

13 問合せ先

養父市役所 市民生活部やぶぐらし課
電話 079-662-3172

(別紙1)

令和 年 月 日

養父市長 様

住 所

フリガナ

氏 名

実印

連絡先

普通財産購入申請書

- 1 所在地 兵庫県養父市大屋町宮本418番地7
- 2 地 目 宅地
- 3 家屋の構造 軽量鉄骨造屋根2階建 (5DK)
- 4 車庫の構造 軽量鉄骨造鋼板葺平屋建 (2台駐車可)
- 5 買取価格 6,101,000円
- 6 買取理由

7 添付書類

- (1) 誓約書(署名、押印(実印)願います。)・・・・・・・・・・別紙2
- (2) 申請者の印鑑証明書及び世帯全員の住民票(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)

(別紙2)

誓約書

私は、市有財産売却処分の申し込みに当たり、次の事項に相違ないことを誓約します。

また、この誓約に反したことにより、当方が不利益になることになっても、異議・苦情は一切申し出しません。なお、市が必要な場合には、次の誓約事項を確認するため、関係機関に照会することについて承諾します。

1 次のいずれも該当する者ではありません。

(1) 日本国内に居住していない者

(2) 売払いに係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者並びにこれらのものから委託を受けた者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者又はこれらのものから委託を受けた者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者

(6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けた者

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する養父市の公有財産に関する事務に従事する本市の職員

2 申し込みに際し、購入申請物件の現況及び関係諸規制を十分に把握した上で申し込みますので、後日、養父市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

養父市長 様

住 所

(所在地)

氏 名

実印